

宇城市松橋総合体育文化センター
宇城市小川総合文化センター文化ホール

指定管理者募集要項

令和 8年 7月
宇城市教育委員会
文化スポーツ課

目 次

1 趣旨	1
2 施設の概要	1
【対象施設①】		
(1) 名 称		
(2) 所在地		
(3) 供用開始		
(4) 施設規模		
(5) 施設内容		
(6) 運営状況		
【対象施設②】	2
(1) 名 称		
(2) 所在地		
(3) 供用開始		
(4) 施設規模		
(5) 施設内容		
(6) 運営状況		
【共通事項】	3
(1) 開館時間		
(2) 休 館 日		
3 基本事項	3
(1) 指定の期間		
(2) 指定管理料		
(3) 指定管理者が行う管理の基準		
(4) 利用料金及び事業収入		
(5) 指定管理料の精算		
(6) 指定管理者所有物件の継承		
(7) トレーニング室使用回数券及び利用登録券		
(8) 賃金スライド制度		
4 応募資格	4
5 募集のスケジュール	5
(1) 申請書の入手方法		
(2) 申請書の提出		
(3) 質問の受付		

(4) 選定結果の通知

6	申請書類	6
7	選定方法及び評価項目	7
	(1) 選定方法		
	(2) 評価項目及び着眼点		
8	留意事項	9
9	添付資料・様式	9
10	問合せ先	10

1 趣旨

宇城市松橋総合体育文化センター及び小川総合文化センター文化ホール（以下「文化センター」という。）について、利用者サービスの向上並びに効率的・効果的な管理運営を図るため、宇城市松橋総合体育文化センター・宇城市小川総合文化センター文化ホール指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要

【対象施設 ①】

- (1) 名称 宇城市松橋総合体育文化センター 「ウイングまつばせ」
- (2) 所在地 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地
- (3) 供用開始 平成 10 年 7 月
- (4) 施設規模 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階建て
敷地面積：54,200 m²、延床面積：9,409 m²
- (5) 施設内容
 - ・総合体育館 メインアリーナ、コミュニティーアリーナ（可動席：252 席）
トレーニング室、ジョギングコース
 - ・文化ホール ホール（800 席）、舞台、ホワイエ、楽屋 4 室、楽屋事務所
リハーサル室、練習室 2 室、和室、視聴覚室、野外ステージ
- (6) 運営状況

・宇城市立松橋総合体育館利用者数 (単位：日、人)

年度	メインアリーナ/全館		メインアリーナ/部分		コミュニティーアリーナ		トレーニング室		計	
	日数	入場者	日数	入場者	日数	入場者	日数	入場者	実日数	入場者
4	80	21,700	235	13,896	269	9,701	297	11,590	297	56,887
5	91	27,039	256	17,238	285	13,380	301	17,723	301	75,380
6	104	32,024	243	17,101	292	14,519	297	18,972	297	82,616
7	98	31,145	249	18,188	289	13,248	293	22,061	293	84,642

・宇城市松橋文化ホール利用者数 (単位：日、人)

年度	ホール		舞台		楽屋		リハーサル室		練習室 1	
	日数	入場者	日数	入場者	日数	入場者	日数	入場者	日数	入場者
4	48	15,024	28	838	46	2,079	272	3,917	202	2,076
5	94	33,231	62	1,981	91	3,993	276	4,938	212	2,716
6	97	32,251	76	1,480	102	3,307	287	5,377	284	4,970
7	110	30,312	85	1,603	112	3,711	303	5,150	270	4,664
年度	練習室 2		和室		視聴覚室		コミュニティーアリーナ		計	
	日数	入場者	日数	入場者	日数	入場者	日数	入場者	実日数	入場者
4	196	950	186	2,644	245	7,927	168	3,998	272	39,453
5	275	1,404	192	2,867	248	9,336	85	3,572	276	64,038
6	267	1,628	196	2,927	262	8,923	131	4,221	287	65,084
7	282	1,689	217	2,977	269	10,888	122	3,791	303	64,785

・宇城市松橋総合体育文化センター収入状況（消費税等含む） (円)

	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 入	指定管理委託料	56,157,200	57,910,600	57,910,600	57,910,600
	利用料金等	16,580,731	22,596,071	25,332,801	27,833,602
	その他の収入	4,482,250	6,301,245	16,091,638	5,541,370
	収入計	77,220,181	86,807,916	99,335,039	91,285,572

※令和3年4月～令和4年10月 大規模改修工事（第2期）

※令和4年4月～10月 文化ホール休館

【対象施設 ②】

- (1) 名 称 宇城市小川総合文化センター 「レポート」
(宇城市小川文化ホールのみ)
- (2) 所 在 地 熊本県宇城市小川町江頭 80 番地
- (3) 供用開始 平成 10 年 12 月
- (4) 施設規模 構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 4階建て
敷地面積：8,220 m²、延床面積：4,876 m²（総合文化センター）
- (5) 施設内容 ホール（577 席）、舞台、ホワイエ、楽屋 3 室
- (6) 運営状況

・利用者数 (単位：日、人)

年度	ホール		舞台		楽屋		計	
	日数	入場者	日数	入場者	日数	入場者	実日数	入場者
4	85	10,425	117	2,046	59	1,391	117	13,862
5	78	10,408	104	2,195	54	1,341	104	13,944
6	60	8,700	73	1,337	40	989	73	11,026
7	2	1,000	1	0	2	16	2	1,016

・宇城市小川文化ホール収入状況（消費税等含む） (円)

	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 入	指定管理委託料	4,485,800	4,485,800	4,485,800	4,485,800
	利用料金等	3,701,590	3,361,525	2,589,100	35,290
	その他の収入	0	0	0	0
	収入計	8,187,390	7,847,325	7,074,900	4,521,090

※令和7年2月～令和8年3月 文化ホール休館

【共通事項】

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日 毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日のときは、その翌日）
年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

※ 対象施設①及び②は一括管理とします。

3 基本事項

- (1) 指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
- (2) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、指定管理料として会計年度ごとに支払うものとします。
なお、指定管理料の具体額は、提案された金額を基に本市と指定管理者との間で締結する基本協定書で決定します。

○提案上限額（5年間） 410,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（令和9年度：82,150,000円）
（令和10年度：82,000,000円）
（令和11年度：82,000,000円）
（令和12年度：82,000,000円）
（令和13年度：82,000,000円）

- ※ いずれかの年度で、提案上限額を超える申請価格の提示があった場合は、書類審査において失格となりますのでご注意ください。（消費税率の改正等があった場合は、別途協議をします。）
- ※ 提案上限額には300万円の修繕費を含んでおりますので、申請価格にも修繕費を含んだ額で申請してください。
- ※ 文化センターにおいて、指定管理者が自主的に企画、立案する事業については、指定管理者自らの責任で実施するものとし、当該事業に係る収入及び支出は指定管理料に係る収支とは別に区分するものとします。
- ※ 指定管理期間に、収入の状況が改善したことが確認された場合や使用料の改定が行われた場合は、指定管理料の減額について協議します。
- ※ 指定管理開始前の準備行為及び引継ぎに要する経費は、指定管理料に含まれるものとします。

- (3) 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、宇城市文化ホール条例（平成18年宇城市条例第19号）、同施行規則及び宇城市立体育館条例（平成18年宇城市条例第16号）、同施行規則の定めによるもののほか、仕様書で定める管理の基準に従って、対象施設①及び②の管理を行わなければなりません。

- (4) 利用料金及び事業収入

指定管理者は、「利用料金制度」を採用し、施設の利用料金を自らの収入とすることができるものとします。また、事業実施に伴うその他事業収入についても、同様とします。

利用料金は、各条例に定める範囲内で指定管理者が市の承認を受けて定めることとします。なお、条例に定める利用料金限度額には消費税が含まれます。

- (5) 指定管理料の精算

指定管理業務を適切に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。一方で、収入額が支出額を下回った場合であっても不足額の補填は行いません。

ただし、協定締結時に見込まれていない特段の事業の変更が生じた場合など、当初の協

定どおりに支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めることがあります。

(6) 指定管理者所有物件の継承

現指定管理者所有物件については、新旧指定管理者及び宇城市の三者協議により継承方針を決定します。

(7) トレーニング室使用回数券及び利用登録券

令和9年3月31日までに販売された使用回数券及び利用登録券の有効期限が、令和9年4月1日以降である場合は、同年3月31日において、残存期間分の利用料金を日割り計算し、算出した額は、次の指定管理者との間で精算してください。

(8) 賃金スライド制度

指定管理を行う対象施設①及び②については、賃金スライド制度を適用します。詳細は「宇城市指定管理者制度における人件費変動対応について」を参照してください。（賃金スライド対象人件費計画書（スライド様式1）を提出してください。）

4 応募資格

(1) 次の要件を全て満たす法人その他の団体であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 熊本県内に営業所（法人格を有しない場合は事業所等）を有すること。

ウ 宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年告示第20号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。また、宇城市と宇城警察署との間で締結した「宇城市が行う契約等行政手続における暴力団等の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。

エ 労働者災害補償保険に加入していること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

カ 国税、県税及び市税について滞納がないこと。

キ 消費税法（昭和32年法律第108号）第57条の4第1項の規定に基づく適格請求書発行事業者の登録を受けていること。未登録の場合は、指定管理期間の開始までに必ず登録を完了すること。

※その他、指定期間中、対象施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、緊急時における迅速な対応ができる者とします。団体の場合、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人は申請することはできません。

(2) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。

ア グループを構成する法人等の中から、宇城市に対する窓口として、熊本県内に営業所

- (法人格を有しない場合は事業所等)を有する者の中から代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 「6 申請書類」の(3)～(9)並びに(注意事項)の(5)については、参加者それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、1グループにつき1提案とすること。
なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- オ 代表団体は、「4応募資格」の(1)ア～キの全ての要件を満たすこと。その他の構成員はイを除く全ての要件を満たすこと。

5 募集のスケジュール

(1) 申請書の入手方法

申請書は、宇城市のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

《<https://www.city.uki.kumamoto.jp/jigyosha/nyusatsu/2593692>》

※ 窓口、郵送又は電子メール・FAXによる配布は行いません。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和8年7月2日(木)から令和8年8月7日(金)まで(土日祝日を除く。)

※ 持参の場合は、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

※ 法人その他の団体の所在地が、宇城市内又は市外を問わず、同一の期間とします。

イ 提出先

宇城市教育委員会 文化スポーツ課 文化財世界遺産係

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地(宇城市役所3階)

TEL: 0964-32-1954

ウ 提出方法

上記イの提出先へ持参又は郵送(一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれかによるものとします。ただし、郵送による場合は、締切日必着。)

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

エ 提出部数

提出書類は、正本1部、副本2部を提出してください。

なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、1部ごとにフラットファイルに綴り提出してください。副本については写しで結構です。

併せて、指定する方法で電子データを提出してください。

※ 申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

(3) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和8年7月2日(木)から令和8年7月24日(金)正午までとします。

イ 受付方法 質問票(様式第6号)に記入の上、以下の問い合わせフォームにより受け付けます。

《<https://logoform.jp/form/432130/1637557>》

※ メール、FAX、来庁又は電話による質問は受け付けませんので、全て問い合わせフォームから質問票を提出してご質問ください。

ウ 回答方法 受付期間終了後、後日宇城市のホームページに掲載します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、宇城市のホームページ上で公表します。

なお、選定結果の通知等は、次のとおり予定しています。

- ア 選定結果の通知 令和8年9月上旬頃
- イ 議案の提出 令和8年12月議会
- ウ 指定の通知 令和8年12月下旬頃
- エ 協定の締結 令和9年1月上旬頃
- オ 管理運営開始 令和9年4月1日

※ 指定管理者は12月に開催される宇城市議会の議決を経て指定されます。

6 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。

なお、宇城市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）及び宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター文化ホールの管理運営に関する収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類の写し
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 県税（主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ウ 市税（主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- (9) 適格請求書発行事業者登録通知書の写し（未登録の場合は、指定管理期間開始までに登録を完了する旨の誓約書 ※任意様式）
- (10) 宇城市指定管理者制度における人件費変動対応について（スライド様式1）
- (11) その他市長が特に必要と認める書類
 - ア 指定申請に係る誓約書（様式第4号）
 - イ 申立書（様式第5号）

(注意事項)

- (1) 提出された書類等はお返し致しません。また、市役所内及び審査会での検討に限り必要に応じ複写します。
- (2) 提出された書類は、宇城市情報公開条例（平成17年1月15日条例第10号）に基づく開示の請求により開示することがあります。また、議会による指定管理者の議決のための資料、その他必要な場合は、書類の全部又は一部を使用するものとします。
- (3) 申請者において、様式第2号及び第3号の各事項を充足する書類を作成した場合は、それをもって、当該様式に代えることができます。
- (4) 証明書類は、申請書提出前3箇月以内に発行されたもので、且つそれぞれの発行官公署において定めた様式を使用してください。
- (5) 職員の身分を確認するため、社会保険加入届の控又は確認通知書、あるいは源泉徴収又は給与台帳の写しを提出してください。
- (6) 申請書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。

7 選定方法及び評価項目

(1) 選定方法

宇城市指定管理者審査会（以下「審査会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーションを行い、市が定める審査基準に沿って各委員がそれぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を審査会における指定管理候補者とします。なお、同点の場合は、申請金額の安価な者を指定管理者として選定します。

なお、申請者が1者の場合は、評価の結果、基準点を満たす場合に指定管理者の候補者として選定します。

※ プレゼンテーション参加者は、申請された団体の構成員であることとします。

※ 審査会の会議は、全て非公開とします。

※ プレゼンテーションは、令和8年8月26日（水）に予定しています。詳細については後日連絡いたします。

(2) 評価項目及び着眼点

評価項目		着眼点
基本項目	ア 施設の性格や目的等に合致した方針があること。	(1) 基本方針や提案全般を通じて、市の方針、施設の性格、設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。
	イ 市民の平等な利用が確保され、施設の効用が最大限発揮されていること。	(1) 施設運営における市民の平等な利用について考慮し、正当なき理由で一部の市民に制限や優遇をしていないか。 (2) 施設の利用促進、利用者サービスに対する方策等はあるか、向上への期待がもてるか。
団体の経営状態が安定していること。		(1) 団体の経営理念や方針は指定管理者として相応しいものか。 (2) 団体の財務状況は良好か、不測事態や資金需要

		<p>の集中への余裕はあるか。</p> <p>(3) 過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。</p>
事業計画	<p>ア 機能性や独創性を発揮できる事業の取組が図られていること。</p>	<p>(1) 事業内容や施設の有効利用に創意工夫や斬新性は認められるか。</p> <p>(2) 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか。</p> <p>(3) 利用者の苦情や要望、意見等への対応は適切に処理できるか。</p> <p>(4) ホームページの活用、広報活動など情報提供が充実しているか。</p> <p>(5) 業務の再委託の範囲、理由、委託先に対する考えは適切か。</p>
	<p>イ 事業計画書に沿って当該施設の適正な管理や経営能力を有すること。</p>	<p>(1) 業務遂行に必要な職員体制、勤務体制及び配置人員は適正か。</p> <p>(2) 現場責任者、有資格者の配慮、指揮系統や責任権限は適切であるか。</p> <p>(3) 職員の研修や業務指導に関する方針や計画は示されているか。</p> <p>(4) 事務や会計処理を適正に処理し、経理帳簿、台帳等を整備できる状況で情報公開、監査請求に対応できるか。</p> <p>(5) 類似施設や関連業務等の管理運営の実績はあるか。</p>
	<p>ウ 施設の安全管理、緊急時等の対応が図られていること。また、環境保護等の社会性に配慮があること。</p>	<p>(1) 安全対策は明確で職員の教育、訓練の実施計画はあるか。</p> <p>(2) 指定管理者の帰責事由による損害賠償リスクに対応できるか。</p> <p>(3) 事故や災害時等緊急時の連絡体制や市への通報方法は示されているか。</p> <p>(4) 犯罪防止、秘密保持、個人情報保護等セキュリティ対策をしているか。</p> <p>(5) 周辺環境や地域住民等へ配慮した提案がなされているか。</p> <p>(6) 障がい者、子ども、高齢者、子育て世代等の立場で利用の配慮や工夫をしているか。</p>
	<p>施設の管理に係る経費の縮減等が図られていること。</p>	<p>(1) 文化ホール等の一体化による効率的な運営、複合施設の強みを活かし、市民サービスの質を低下させることなく、効果的な経費縮減と行政負担の軽減を図る計画となっているか。</p>

	(2) 収支計画は収入及び支出の積算根拠が明確であり、経済性・効率性に配慮した現実的かつ妥当なものとなっているか。 (3) 収益増への取組があるか。
提案価格	

8 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「4応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められたとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと思われるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「4応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められたとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。
- (3) 指定管理者は、12月に開催される宇城市議会の議決を経て指定されますので、議決が得られないときは指定ができない場合があります。なお、議決が得られなかった場合において、管理運営の準備等のために要した費用については、指定管理候補者の負担とします。

9 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター文化ホールの管理運営に関する収支予算書（様式第3号）
- (4) 指定申請に係る誓約書（様式第4号）
- (5) 申立書（様式第5号）
- (6) 質問票（様式第6号）
- (7) 賃金スライド対象人件費計画書（スライド様式1）
- (8) 宇城市松橋文化ホール管理運営業務仕様書及び宇城市小川文化ホール管理運営業務仕様書、宇城市立松橋総合体育館管理運営業務仕様書
- (9) 宇城市文化ホール条例、同施行規則及び宇城市立体育館条例、同施行規則

10 問合せ先

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地
 宇城市教育委員会 文化スポーツ課 文化財世界遺産係 久野、島田
 電話番号：0964-32-1954
 電子メールアドレス：bunkasports@city.uki.lg.jp